毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（二六二・人事課）……1
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（二六三・福祉政策課）……1
○生活保護法による医療機関の指定（二六四・福祉政策課）……2
○漁船損害等補償法による付保義務の発生（二六五・水産漁港課）……3
○保安林予定森林の指定通知（二六六・森林整備課）……3
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（二六七～二六九・市計画課）……3
○道路の供用開始（二七〇・道路課）……4
○建築基準法による道路位置の指定（二七一・由利地域振興局建設部）……4
公告
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……4
○県営土地改良事業の換地計画の決定（秋田地域振興局農林部）……5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……5
○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……5
○県有施設による生産物の売り払いに係る一般競争入札の実施（南部流域下水道事務所）……5

告示

秋田県告示第二百六十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額（平成四年秋田県告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二三、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二三、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二一、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

秋田県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
医療法人　小泉医院	医療法人　小泉医院　理事長	能代市富町八番十二号	平成十九年三月一日
ウィル訪問看護ステーション	医療法人　白鳳会　理事長	大館市字裏町一番地内	平成十八年六月三十日
平鹿調剤薬局	株式会社ファーマックス　代表取締役	横手市寿町九番七号	平成十九年三月三十一日
株式会社齋太薬局駅前店	株式会社斉太薬局　代表取締役	横手市駅前町二番五号	平成十九年三月三十一日

高橋耳鼻咽喉科眼科クリニック	高　橋　　辰	横手市前郷二番町四―二十五	平成十九年二月二十八日
平鹿総合病院	秋田県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長	横手市駅前町一番三十号	平成十九年三月三十一日
加藤診療所	加　藤　一　麿	男鹿市脇本脇本字下谷地三十九番地一	平成十九年三月三十一日
つばさ薬局	有限会社テクノプライム　代表取締役	大仙市角間川町字八幡前二百八十六―二	平成十九年三月三十一日

秋田県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
小泉医院	医療法人　小泉医院　理事長	能代市富町五番十九号	内科	平成十九年三月一日
平鹿調剤薬局　中央店	株式会社ファーマックス　代表取締役	横手市横手町字四ノ口五十六―一	調剤薬局	平成十九年三月十五日
平鹿調剤薬局　東店	株式会社ファーマックス　代表取締役	横手市前郷字八ツ口八十四―一	調剤薬局	平成十九年三月十五日
日本調剤　平鹿薬局	日本調剤株式会社　代表取締役	横手市横手町字四ノ口五十一	調剤薬局	平成十九年四月一日
さいた薬局　よこて町店	株式会社斉太薬局　代表取締役	横手市横手町字四の口四十二	調剤薬局	平成十九年四月二日
まこと調剤薬局	株式会社トップオブビュー　代表取締役	潟上市飯田川下虻川字道心谷地四十八―五	調剤薬局	平成十九年三月十五日
いちご薬局　横手店	株式会社トライアード　代表取締役	横手市前郷字八ツ口八十二	調剤薬局	平成十九年三月一日
ウィル訪問看護ステーション	有限会社リーヴル　取締役	大館市字裏町一番地内	訪問看護	平成十八年七月一日
高橋耳鼻咽喉科眼科クリニック	医療法人　暁会　理事長	横手市前郷二番町四―二十五	耳鼻咽喉科、眼科	平成十九年三月一日
平鹿総合病院	秋田県厚生農業協同組合連合会　代表理事理事長	横手市前郷字八ツ口三番一	内科、呼吸器科、精神科、消化器科、神経科、循環器科、形成外科、小児科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科、放射線科、整形外科	平成十九年四月一日

	加藤診療所	医療法人與治兵衛　理事長	男鹿市脇本脇本字下谷地三十九番地一	内科、神経内科	平成十九年四月二日
	しんどう内科クリニック	進　藤　勉	仙北郡美郷町六郷字八百刈八十七―三	呼吸器科、循環器科、内科	平成十九年四月七日
	角間川調剤薬局	有限会社ビディアル　代表取締役	大仙市角間川町字八幡前二百八十六―二	調剤薬局	平成十九年四月二日
	池田薬局　大門店	池田薬品商事株式会社　代表取締役	由利本荘市給人町七―三	調剤薬局	平成十九年四月一日
	みさと薬局	有限会社t.i.d.Inc.　代表取締役	仙北郡美郷町六郷字八百刈百四十九	調剤薬局	平成十九年三月三十日

秋田県告示第二百六十五号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

船越加入区

秋田県告示第二百六十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一(一)　保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字上柳沢三八、湯沢市宇留院内字袖山二の一、二の四から二の一〇まで、二の一一から二の一三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一四、三、四

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一)　保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字深五九の四二、五九の四四、五九の四五、五九の四八、五九の五四、五九の五五、五九の五七、五九の五九、能代市常盤字熊野堂三二の三、仙北市田沢湖生保内字黒沢野二の一から二の五まで、三、四の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深五九の四二・五九の四四・五九の四五・五九の四八・五九の五四・五九の五五・字熊野堂三二の三・字黒沢野二の一・二の四・二の五（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一)　保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字岩崎二一の一、鹿角郡小坂町小坂字金畑一九（次の図に示す部分に限る。）、字大生手二、上向字下笹畑一の七、湯沢市秋ノ宮字夜牛林八の四、八の四六、八の四七

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、山本地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき図書

鷹巣都市計画下水道（北秋田市公共下水道（鷹巣処理区））の変更の総括図、計画図及び計画書

二　縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき図書

合川都市計画下水道（北秋田市公共下水道（合川処理区））の変更の総括図、計画図及び計画書

二　縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、五城目町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき図書

五城目都市計画下水道（五城目町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二　縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百七号	由利本荘市東由利舘合字梨田五一番二地先から字壇ノ下六番三地先まで

二　供用開始の期日　平成十九年五月八日

三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十九年五月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第二百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市岩渕下五十番地 富士不動産株式会社 代表取締役　佐々木　千　尋	由利本荘市東梵天三十六番一、三十七番三	五十三・六六メートル	六メートル	平成十九年四月二十五日

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市榊土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名

能代市字大内田六十一番地	大山　勝史
〃　〃　七十二番地	大山喜代夫
〃　字機織轌ノ目三十四番地	船山　正一
〃　字大内田一番地	佐藤　正吉
能代市字仁井田白山三番地	浅野勘四郎
〃　字田屋六十八番地	田村　公一
〃　字機織轌ノ目百三十七番地	田村千代見
〃　字長崎五番地	袴田　正彦
〃　字機織轌ノ目五十七番地	武田　豊

二　就任理事の住所及び氏名

能代市字機織轌ノ目百二十二番地	武田　正夫
〃　〃　〃　三十四番地	船山　正一
〃　〃　〃　五十二番地	武田　武
〃　字仁井田白山三番地	浅野勘四郎
〃　字田屋六十八番地	田村　公一
〃　字柏子所百二十一番地	秋元　雅晴
〃　字大内田九十四番地	大山　静一
〃　〃　六十一番地	大山　勝史
能代市字大内田一番地	佐藤　正吉
〃　字長崎五番地	袴田　正彦

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦西水口字堂ノ前八十番地二	戸嶋　幸三
〃　北浦野村字前野八十一番地	嶋宮　義一
〃　北浦湯本字隠台三十九番地十五	渡邊文一郎
〃　〃　字福ノ沢六十番地一	大坂谷　武

男鹿市北浦湯本字福ノ沢五十番地　渡辺　勝則
〃　北浦野村字前野八十八番地　細井　正敏
〃　〃　〃　四十八番地　嶋宮　信雄
〃　〃　〃　五番地　大渕　定義
〃　北浦西水口字橇坂七十番地一　塚本　繁輝
〃　〃　〃　五十六番地一　登藤　清
〃　〃　字大坂下十一番地　島宮　東市

二　就任理事の住所及び氏名
男鹿市北浦西水口字堂ノ前八十番地二　戸嶋　幸三
〃　北浦野村字前野八十一番地　嶋宮　義一
〃　北浦湯本字隠台三十九番地十五　渡邊文一郎
〃　〃　字福ノ沢六十番地一　大坂谷　武
〃　〃　〃　五十番地　渡辺　勝則
〃　北浦野村字前野八十八番地　細井　正敏
〃　〃　〃　四十八番地　嶋宮　信雄
〃　〃　〃　五番地　大渕　定義
〃　北浦西水口字橇坂七十番地一　塚本　繁輝
〃　〃　〃　五十六番地一　登藤　清
〃　〃　字大坂五十六番地一　島宮　東市

三　退任監事の住所及び氏名
男鹿市北浦西水口字橇坂六十四番地　武田　重幸
〃　北浦湯本字苗代沢十三番地　桧山　廣
〃　北浦野村字前野六十三番地　細井　照夫

四　就任監事の住所及び氏名
男鹿市北浦西水口字堂ノ前五十七番地　登藤　義孝
〃　北浦湯本字苗代沢十三番地　桧山　廣
〃　北浦野村字前野六十三番地　細井　照夫

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（種沢地区全工区ほ場整備事業）換地計画書の写し
二　縦覧期間　平成十九年五月九日から同年六月五日まで
三　縦覧場所　秋田市雄和市民センター

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大内土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名
由利本荘市深沢字申田八十五番地　細矢　利昭
〃　米坂字家ノ前二十番地　東海林金次
〃　岩谷町字川端九十七番地　佐藤　昇
〃　大内三川字熊野田百十二番地　正木　一男
〃　北福田字岩洞川原百十五番地の一　佐々木浩二
〃　大倉沢字沖田九十四番地　正木　正一
〃　加賀沢字加賀沢十七番地　戸堀　秀紀
〃　松本字道添八十七番地の一　小笠原三郎
〃　長坂字上長坂百六十三番地　遠藤　九一
〃　葛岡字西里百七十八番地　岡部　和春
〃　平岫字上谷地百五十五番地　佐々木忠利
〃　中田代字朴沢百九番地　佐々木眞光
〃　中帳字戸沢百六十四番地　遠藤昭一郎
〃　中俣字碇り二十二番地　真坂　実
〃　〃　字鳶ケ台四十九番地の三　齊藤　光雄

二　就任理事の住所及び氏名
由利本荘市深沢字申田八十五番地　細矢　利昭
〃　岩谷町字川端五十六番地の四　佐藤　昇
〃　岩谷麓字水上百六十四番地　松永　節夫
〃　大内三川字熊野田百十二番地　正木　一男
〃　北福田字岩洞川原百十五番地の一　佐々木浩二
〃　大倉沢字沖田九十四番地　正木　正一
〃　加賀沢字加賀沢十六番地　正木　彰一
〃　松本字如来地百四十一番地　齊藤　勇
〃　長坂字上長坂百六十三番地　遠藤　九一
〃　葛岡字西里百七十八番地　岡部　和春
〃　平岫字上谷地百五十五番地　佐々木忠利
〃　中田代字石田坂六十三番地　佐々木利夫
〃　中帳字御所ノ沢二十四番地　大友　藤夫
〃　中俣字碇り二十二番地　真坂　実
〃　〃　字鳶ケ台四十九番地の三　齊藤　光雄

三　退任監事の住所及び氏名
由利本荘市岩谷麓字中谷地百七十三番地　石井　綾夫
〃　葛岡字町妻川原七番地　中村　勝男
〃　中田代字後口開四十五番地　佐々木　智

四　就任監事の住所及び氏名
由利本荘市岩谷麓字中谷地百七十三番地　石井　綾夫
〃　葛岡字町妻川原七番地　中村　勝男
〃　中田代字後口開四十五番地　佐々木　智

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大内土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

県有施設による生産物の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項
(一)　売払いする生産物及び数量
(1)　名称　下水汚泥炭化物
(2)　生産予定数量　年間二百五十トン（一トン当たりの単価契約とする。）
(二)　売払いする生産物の仕様等
(1)　下水汚泥炭化処理物（顆粒状）
(2)　主な活用用途　土壌改良材、園芸用土壌、コンポスト、融雪剤、緑化基盤材、脱水助剤等
(3)　その他の詳細は、入札に係る資料による。
(三)　契約期間
平成十九年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで
(四)　引渡し場所
秋田県大仙市花館字上大戸下川原七十四番地三十六
秋田県大曲処理センター

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(一)　引き続き一年以上同一の事業を営んでいる法人又は団体であって、当該生産物の売払いに係る入札に係る資料の交付を受けた者（地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。）
(二)　国税及び都道府県税の滞納がない者
(三)　当該生産物を有効利用することを目的とし、利用用途に必要な関係法の許可、認可等を受けている者

三　契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札に係る資料の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号〇一四―〇〇〇一　秋田県大仙市花館字上大戸下川原七十四番地三十六
秋田県南部流域下水道事務所（電話〇一八七―六三―一九一七）
(二) 入札に係る資料の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年五月八日（火）から同月二十二日（火）までの午前九時から午後五時までの期間、随時交付する。
四　入札執行の日時及び場所
平成十九年五月二十四日（木）午後一時三十分
秋田県南部流域下水道事務所会議室
五　入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
六　その他
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(二) 入札金額は、一トン当たりの単価とする。
(三) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第五位を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
(四) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
(五) 入札の無効は、秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
(六) 入札は三回までとし、落札者の決定は、予定価格以上の価格で最高価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
(七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札に係る資料に記載された必要書類を提出すること。
(八) 詳細は、入札に係る資料による。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%